

# ポートアイランド処理場改築更新等事業

## 実施方針（案）

令和4年1月

神戸市

## 目次

第1 本事業の概要.....	1
1 事業名称.....	1
2 事業の目的及び概要.....	1
3 事業の対象施設.....	1
4 公共施設等の管理者の名称.....	2
5 業務内容.....	2
6 事業方式.....	2
7 事業期間.....	2
8 事業者への支払い.....	3
9 提案における上限額.....	4
10 遵守すべき法令等.....	4
11 事業期間終了時の措置.....	4
第2 事業者の募集及び選定に関する事項.....	5
1 事業者の募集及び選定に関する基本的な考え方.....	5
2 選定の手順及びスケジュール.....	5
3 応募手続き等.....	6
第3 入札参加者の備えるべき参加資格要件.....	8
1 入札参加者の構成等.....	8
2 共通の入札参加資格要件.....	8
3 各業務における応募資格要件.....	10
第4 審査及び選定に関する事項.....	16
1 総合評価委員会の設置.....	16
2 落札者の決定.....	16
3 審査方法.....	16
4 結果及び評価の公表.....	17
第5 落札後の手続き.....	18
1 基本契約の締結.....	18
2 S P Cの設立（維持管理業務を S P Cにて実施する場合）.....	18
3 工事請負契約の締結.....	18
4 維持管理業務委託契約の締結.....	18
第6 提出書類の取扱い.....	19
1 著作権.....	19
2 特許権等.....	19
第7 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	19
1 基本的考え方.....	19
2 要求水準.....	19

3	予想されるリスクと責任分担 .....	19
4	施設の完成検査 .....	19
5	事業の実施状況のモニタリング .....	20
第8	事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項 .....	20
第9	その他 .....	20
1	入札及び契約手続等 .....	20
2	本事業において使用する言語 .....	20
3	入札に伴う費用負担 .....	21
4	情報公開及び情報提供 .....	21
5	実施方針（案）等に関する問い合わせ .....	21
6	実施方針（案）等の変更 .....	22

別紙1 入札参加者の構成等

別紙2 リスク分担表（案）

## 第1 本事業の概要

### 1 事業名称

ポートアイランド処理場改築更新等事業（以下、「本事業」という。）

### 2 事業の目的及び概要

本事業の対象となるポートアイランド処理場は、昭和55年（1980年）の供用開始から40年以上が経過し、老朽化対策を目的とした改築更新が必要な状況となっている。また、現在稼働中の1系水処理施設は、耐震性の確保が求められているうえに、施設の不等沈下がある。一方、ポートアイランド2期側用地には、将来の処理水量の増加を見込んで平成13年（2001年）に土木建築躯体（2系水処理施設）が施工されている。このことから、1系水処理施設の機能を2系水処理施設へ移転することによって、水処理施設・設備の改築更新及び水処理施設の耐震性を確保する。

本事業は、ポートアイランド処理場の改築更新と長期の維持管理を一括発注（DBO方式）することで、事業者の創意工夫・高度なノウハウを活用し、水処理の最適化、DX等を活用した維持管理の効率化等を図ることを目的とする。

### 3 事業の対象施設

本事業の対象施設を以下に示す。

名称：ポートアイランド処理場（終末処理場）

住所：1期側用地 神戸市中央区港島中町8丁目4

2期側用地 神戸市中央区港島南町3丁目7

上記の他、維持管理業務は以下を含む

なお、ポートアイランド第1及び第2ポンプ場は将来的に撤去する可能性がある。時期等は未定のため、決まり次第協議とする。

名称：ポートアイランド再生水中継ポンプ場（再生水中継ポンプ場）

住所：神戸市中央区港島9丁目11-2

名称：ポートアイランド第1ポンプ場（汚水中継ポンプ場）

住所：神戸市中央区港島中町1丁目

名称：ポートアイランド第2ポンプ場（汚水中継ポンプ場）

住所：神戸市中央区港島中町7丁目14

名称：ポートアイランド第3ポンプ場（汚水中継ポンプ場用地）

住所：神戸市中央区港島中町8丁目

#### 4 公共施設等の管理者の名称

神戸市長 久元 喜造

#### 5 業務内容

本事業において、事業者が行う業務の内容は、以下のとおりとする。事業者は、処理場の設計・施工及び維持管理を一体の事業として実施する。

詳細は、要求水準書（案）において示す。

- (1) 設計業務
- (2) 施工業務
- (3) 維持管理業務

#### 6 事業方式

本事業は、神戸市（以下、「本市」という。）の所有であるポートアイランド処理場（以下、本処理場）において、設計・施工及び維持管理を一括して委ねるDBO (Design Build Operate) 方式とする。

#### 7 事業期間

本事業の事業期間は、以下を予定している。

設計・施工期間 契約締結日の翌日～令和12年3月31日

維持管理期間 令和11年4月1日～令和31年3月31日

ただし、事業者提案により、設計・施工期間を短縮することがきる。工期は本市の支払限度額を踏まえ、協議により合意した期間とする。合理的な理由がない限り、令和11年4月1日に2系の水処理を供用開始し、あわせて維持管理を開始するものとする。なお、事業者が設計・施工期間を短縮する提案をした場合、事業者が提案した2系の水処理施設の供用開始後から20年間を維持管理期間とする。

## 8 事業者への支払い

本市は、本事業において、事業者が実施する設計・施工業務及び維持管理業務に対して支払いを行う。詳細は入札公告時に示す。

### (1) 設計・施工業務

本市は、事業者に対して、本事業の設計業務及び施工業務に係る対価を設計・施工期間中に年度ごとの出来高に応じて、本市が設定する支払限度額内にて支払うことを予定している。

なお、支払限度額の割合は入札公告時に示すことを予定している。

### (2) 維持管理業務

本市は、事業者に対して、本事業の維持管理業務に係る対価を毎月1回支払うことを予定している。維持管理業務のうち、修繕業務と軽微な補修の概要は次の表のとおりである。物価変動による単価の改定は、一定以上の変動があった場合に本市と協議の上変更を行う。

事業者が新設及び更新した施設については修繕業務を含み、既存処理場等のうち更新をしていない施設については修繕業務を含まないものとする。なお、軽微な補修については、上記にかかわらず、事業者が実施する。

表 軽微な補修及び修繕の実施者

区分 (委託レベル)	概要	既存処理場等			新設 処理場
		既存 施設	ポンプ場 ※	改築更新 施設	
軽微な 補修 (レベル2)	備付け工具及び設備等を使用してできる故障等の一時的な復旧又は短時間の機能維持を可能にすることをいう。	事業者	事業者	事業者	事業者
突発的な 修繕 (レベル3)	修繕のうち、予見することが困難な突発的な故障や事故等に対応することをいう。	本市	本市	事業者	事業者
定期修繕 (レベル3)	各種設備の性能及び機能を確保するために、定期修繕計画に則り、計画的に行う修繕をいう。	本市	本市	事業者	事業者

※ポンプ場とは、本処理場の場外に位置するポートアイランド再生水中継ポンプ場、ポートアイランド第1ポンプ場、ポートアイランド第2ポンプ場、ポートアイランド第3ポンプ場をいう

## 9 提案における上限額

本事業に係る提案は上限額を設定する。

なお、上限額は、入札公告時に示すことを予定している。

## 10 遵守すべき法令等

事業者は、本事業を実施するにあたり必要とされる関係法令（関連する施行令、規則、条例等を含む。）等を遵守しなければならない。関係法令の具体名称は、要求水準書（案）に示す。

## 11 事業期間終了時の措置

本市は、事業期間終了後も本事業の対象施設を継続して使用する予定である。事業者は、事業期間の終了時に、要求水準書（案）に示す性能を満足すること。また、本事業で事業者が改築した施設の全てにおいて、事業期間終了後1年以内に改築及び経年劣化による修繕を要することがない状態で、本市へ引き継ぐものとする。

## 第2 事業者の募集及び選定に関する事項

### 1 事業者の募集及び選定に関する基本的な考え方

本市は、本事業への参画を希望する事業者を広く公募し、事業の透明性及び公平性の確保に配慮したうえで事業者を選定する。

本事業は、施設の設計・施工及び維持管理に関するノウハウや技術的工夫の余地があると考えられる。そのため、事業者の選定にあたっては、総合評価一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2）における優れた技術提案に基づき予定価格を定める技術提案評価型を採用することを予定している。

なお、本事業はWTO政府調達協定（平成6年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定及び平成24年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書）の対象となり、入札手続きには、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年政令第372号）が適用される。

### 2 選定の手順及びスケジュール

本事業の実施スケジュールについては、以下のとおり予定している。

なお、スケジュールは予告なく変更することがあるため、あらかじめ留意すること。大幅なスケジュール変更がある場合は、事前に本市ホームページで告知する。

内容	年月（予定）
実施方針（案）等に関する質問・意見の受付締切	令和4年2月1日（火）
実施方針（案）等に関する質問・意見回答	令和4年2月28日（月）
入札公告	令和4年4月5日（火）
入札説明書等に関する質問・意見の受付締切（資格審査に関するもののみ）	令和4年4月20日（水）
入札説明書等に関する質問・意見回答（資格審査に関するもののみ）	令和4年5月11日（水）
入札説明書等に関する質問・意見の受付締切（資格審査に関するもの以外）	令和4年5月11日（水）
入札説明書等に関する質問・意見回答（資格審査に関するもの以外）	令和4年6月9日（木）
資格審査書類の提出	令和4年6月10日（金）～6月16日（木）
資格審査結果の通知	令和4年6月30日（木）
技術提案書の提出、見積書の提出	令和4年8月10日（水）～8月17日（水）



内容	年月（予定）
技術対話	令和4年9月20日（火）～9月22日（木）
改善通知	令和4年10月7日（金）
改善技術提案書、再見積書の提出	令和4年11月4日（金）～11月9日（水）
入札	令和5年1月上旬
落札者決定及び公表	令和5年1月下旬
基本契約締結	令和5年2月下旬
工事請負契約締結	令和5年2月下旬
維持管理業務委託契約締結	令和5年2月下旬

### 3 応募手続き等

#### (1) 実施方針（案）等に関する質問及び意見の受付

実施方針（案）等に関する質問及び意見の受付を行う。受付期限、方法は、「第9 その他 5 実施方針（案）等に関する問い合わせ」に示す。

#### (2) 実施方針（案）等に関する質問及び意見への回答

実施方針（案）等に関する質問及び意見に対する回答は、令和4年2月28日（月）までに本市ホームページにおいて公表する予定である。この際、本市は質問及び意見を踏まえ、必要に応じて実施方針（案）等の内容を見直し、変更を行うことがある。なお、質問者名は公表しないほか、質問者の競争上の地位その他正当な利益の保護の観点から、非開示とすることが妥当であると判断したものについては、質問及び回答を公表しない。

#### (3) 実施方針（案）等に関する説明会及び現地見学会

実施方針（案）等の理解促進のため、説明会及び現地見学会を令和4年1月24日（月）及び1月25日（火）に開催する予定である。参加申込み等の詳細は、「第9 その他 5 実施方針（案）等に関する問い合わせ」において示す。

#### (4) 実施方針の公表

実施方針（案）等に関する質問及び意見を踏まえ、必要に応じて、実施方針（案）の内容を見直し変更を行い、今回の実施方針（案）等の公表と同じ方法で公表する。

(5) 入札公告

令和4年4月5日（火）に入札公告を行う予定であり、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、契約書類（基本契約書（案）、工事請負契約書（案）、維持管理業務委託契約書（案）を想定している。以降、「事業契約書（案）」と称す。）、様式集等の入札説明書等を公表する予定である。

(6) 入札説明書等に関する説明会及び現地見学会

入札公告及び入札説明書等の理解促進のため、説明会及び現地見学会を令和4年4月12日（火）及び4月13日（水）に開催する予定である。参加申込み等の詳細は、入札説明書等において示す。

(7) 入札説明書等に関する質問及び意見の受付（資格審査に関するもののみ）

入札説明書等に関する質問及び意見（資格審査に関するもののみ）の受付を4月20日（水）までとして行う予定である。なお、質問及び意見の内容は、資格審査に関するものみに限る。提出方法等の詳細は、入札説明書等において示す。

(8) 入札説明書等に関する質問及び意見への回答（資格審査に関するもののみ）

入札説明書等に関する質問及び意見（資格審査に関するもののみ）に対する回答を令和4年5月11日（水）までに本市ホームページにおいて公表する予定である。

(9) 入札説明書等に関する質問及び意見の受付（資格審査に関するもの以外）

入札説明書等に関する質問及び意見（資格審査に関するもの以外）の受付を5月11日（水）までとして行う予定である。提出方法等の詳細は、入札説明書等において示す。

(10) 入札説明書等に関する質問及び意見への回答（資格審査に関するもの以外）

入札説明書等に関する質問及び意見（資格審査に関するもの以外）に対する回答を令和4年6月9日（木）までに本市ホームページにおいて公表する予定である。

(11) 資格審査書類の提出

入札参加者に、資格審査に必要な書類の提出を令和4年6月16日（木）までに求める予定である。提出方法等の詳細は、入札説明書等において示す。

### 第3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

#### 1 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は、以下のとおりとする。(別紙1のとおり)

- (1) 入札参加者は、単独企業又は複数の企業で構成されるグループとし、グループを構成する企業数の上限は任意であり、1企業で複数の業務を兼ねることは可とする。
- (2) 複数の企業で構成されるグループは、設計・施工業務の実施を担う者、維持管理の実施を担う者により構成されるグループ(以下、「入札参加者グループ」)とする。
- (3) 入札参加者グループは、施工業務の実施を担う構成企業の中から入札参加者グループの代表企業を定め、代表企業が入札参加資格審査申請書等の申請及び入札手続きを行うこと。
- (4) 入札参加者グループは、入札参加資格審査申請書等の提出時に代表企業及び構成企業の企業名並びに携わる業務及び工事について明らかにすること。
- (5) 資格審査書類の提出後、代表企業及び構成企業の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情があると本市が認めた場合に限り認めるものとする。
- (6) 入札参加者グループの構成企業は、他の入札参加者の構成企業になることはできない。

#### 2 共通の入札参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 次の法律の規定による申立て又は通告がなされていない者であること。
  - (ア) 「会社更生法」(平成14年法律第154号)第17条及び改正前の「会社更生法」(昭和27年法律第172号)第30条の規定による更生手続開始の申立て(ただし、更生手続開始の決定を受けている場合を除く。)
  - (イ) 「民事再生法」(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立て(ただし、再生手続開始の決定を受けている場合を除く。)
- (3) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団及びその構成員又はその構成員の統制下にある者でないこと。
- (4) 入札参加資格の審査申請の受付期間の最終日から落札決定の日までの間に、本市の指名停止処分を受けている者でないこと。
- (5) 本事業に係るアドバイザー業務に関与した者並びにこれらの者と資本面及び人事面において関連のある者でないこと。「資本面及び人事面において関連のある者」とは、2(6)ア及びイに該当する者をいう。なお、本事業に係る本市のアドバイザー業務に関与した者は、以下に示すとおりである。

・PwC アドバイザリー合同会社

- ・日本工営株式会社
- ・玉野総合コンサルタント株式会社
- ・PwC 弁護士法人

(6) この入札に参加する複数の者の関係が、以下のアからウまでのいずれかに該当する場合には、該当する者のした入札は全て無効とする。ただし、該当する者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはならない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

(7) 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

ただし、(7)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(7) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- i. 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- ii. 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- iii. 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- iv. 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

4) 組合の理事

5) その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
  - ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
- 組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

### 3 各業務における応募資格要件

#### (1) 設計・施工業務の実施を担う者の要件

##### ア 全般

- (ア) 単独企業又は設計・施工業務の実施を担う者から建設 J V を結成する。なお、建設 J V の施工方式は、共同施工方式（甲型）、分担施工方式（乙型）いずれも可とする。
- (イ) 建設 J V を構成する企業数は 2 社から 4 社とし、1 企業で参加資格要件を満たす複数の役割を果たすことを妨げない。
- (ウ) 建設 J V への出資に係る制約及び要件は、次のとおりとする
  - (a) 共同施工方式（甲型）の場合は、代表者の出資比率が構成員中最大であること。
  - (b) 分担施工方式（乙型）の場合は、本工事における各構成員の分担工事を定めること。

##### イ 設計業務の実施を担う者の要件

- (ア) 本工事に関する設計を施工業務の実施を担う者が行う場合
  - a 施工業務の実施を担う者が本事業における設計を自ら行う場合、建設 J V 構成員のいずれか又は単独企業は、次の要件を全て満たすこと。
    - (a) 建設 J V において建築設計を担う構成員又は単独企業は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録をしていること。また、建築設計業務の担当技術者として一級建築士を配置できること。
    - (b) 建設 J V において建築設計以外の各設計を担う各構成員又は単独企業は、以下の①から③のいずれかを満たす者が在籍していること。また、建築設計以外の各設計業務の担当技術者として配置できること。なお、ウ(ア)bに示す各工事の各設計の担当技術者は他の工事の設計を兼務することはできない。
      - ① 技術士法（昭和 56 年法律第 25 号）に定める技術士で、技術士（上下水道部門、建設部門、機械部門、電気電子部門のいずれか、又は、総合技術監理部門（選択科目は上下水道部門、建設部門、機械部門、電気電子部門のいずれか））の資格を有する者
      - ② R C C M（選択部門は下水道、鋼構造及びコンクリート、機械、電気電子

のいずれか)の資格を有する者

③ 外国資格を有する技術者で上記①又は②相当との国土交通大臣認定等を受けている者

(c) 建設JV構成員において各設計を担う各構成員又は単独企業は、(b)①から③のいずれかを満たす者を設計業務の管理技術者、照査技術者として配置できること。ただし、単独企業又はある構成員がウ(ア)bに示す複数の工事の設計業務を担当する場合は、管理技術者及び照査技術者は他の工事を兼務することができるものとする。建築設計のみを行う構成員は一級建築士を管理技術者、照査技術者とすることも可能とする。また、管理技術者、担当技術者は兼務することができるが、照査技術者は兼務することはできない。なお、施工業務における現場代理人、主任技術者(監理技術者)及び専門技術者は、管理技術者を兼務することができる。

(イ) 本工事に関する設計の全部又は一部を建設JV構成員の建設コンサルタントが行う場合

a 建設JV構成員の建設コンサルタントが本事業における全ての設計を行う場合は、当該建設コンサルタントは次の要件を全て満たすものであること。

(a) 令和4・5年度神戸市競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。(神戸市契約規則第3条の2第1項又は第27条の4第1項に読み替えて適用する規則第3条の2第1項に規定する認定を受けていること。)

(b) 建築設計に関する要件として、建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録をしていること。また、建築設計業務の担当技術者として一級建築士を配置できること。

(c) 技術士法(昭和56年法律第25号)に定める技術士で、技術士(上下水道部門(選択科目を「下水道」とする。))、又は、総合技術監理部門(選択科目は上下水道部門-下水道)の資格を有する者、RCCM(選択部門は下水道)の資格を有する者又は外国資格を有する技術者で上記相当との国土交通大臣認定等を受けている者が在籍していること。

(d) (c)の者を設計業務の管理技術者、担当技術者、照査技術者として配置できること。なお、管理技術者、担当技術者は兼務することができるが、照査技術者は兼務することはできない。また、ウ(ア)bに示す各工事の各設計の担当技術者は他の工事の設計を兼務することはできない。

(e) 下水道法上の下水処理場又はポンプ場の土木及び建築部分の実設計業務(同一施設で土木と建築が別契約のものでよい)を、元請として平成18年度

以降に完成させた実績があること。

(f) 下水道法上の下水処理場又はポンプ場の機械及び電気設備の実施設計業務（同一設備で機械と電気が同一契約のものに限る）を、元請として平成18年度以降に完成させた実績があること。

b 建設JV構成員の施工業務の実施を担う者と建設JV構成員の建設コンサルタントが本事業における設計を分担する場合は、次の要件を全て満たすものであること。

(a) 施工業務の実施を担う者は上記(ア)a(a)から(c)の要件を満たすこと。

(b) 建設コンサルタントは上記(イ)a(a)から(d)の要件を満たすこと。

(c) 建設コンサルタントが土木、建築設計を行う場合は上記(イ)a(e)を、機械、電気設計を行う場合は上記(イ)a(f)の要件を満たすこと。

(ウ) 本工事に関する設計の一部を委託する場合

a 入札参加者が本工事における設計の一部を自ら行わない場合は、次の要件を全て満たす設計受託者にその設計を委託することができる。ただし、建設JVの構成員又は単独企業は、担当する工事の設計業務につき、上記(ア)a(b)①から③で定める者を設計業務の管理技術者として配置すること。なお、施工業務における現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者は、管理技術者を兼務することができる。

(a) 第3 2の全ての要件を満たすこと。

(b) 上記(イ)a(a)から(c)及び上記(イ)b(c)の要件を満たすこと。なお、(イ)b(c)の建設コンサルタントは、設計受託者と読み替える。

(c) 上記(イ)a(c)の要件を満たす者を、担当技術者、照査技術者として配置できること。なお、担当技術者と照査技術者は兼務することはできない。また、ウ(ア)bに示す各工事の各設計の担当技術者は他の工事の設計を兼務することはできない。

(d) 入札参加する複数の者からの設計受託を予定していないこと。

ウ 施工業務の実施を担う者の要件

(ア) 共通

a 令和4・5年度神戸市工事請負競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。（神戸市契約規則第3条の2第1項又は第27条の4第1項に読み替えて適用する規則第3条の2第1項に規定する認定を受けていること。）

b 土木工事、建築工事、機械設備工事、及び電気設備工事の各工事において、各工事を担当する建設JV構成員は当該工事期間中に監理技術者又は主任技術者を専

任配置すること。また、建設JV構成員1社が上記の複数の工事を担当する場合は、担当工事に係る配置技術者を専任配置すること。

(イ) 土木・建築

- a 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく「土木工事業」及び「建築工事業」に係る特定建設業の許可を受けた者であること。
- b 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項に定める経営事項審査の総合評定値通知書（本件工事の入札参加資格確認申請の日前で有効かつ最新のものとす。以下同じ。）における土木工事一式及び建築一式工事の総合評価値がそれぞれ900点以上であること。なお、参加資格の資格確認の基準日において有効かつ最新の経営事項審査の総合評定値通知書の数値を採用すること。
- c 土木工事及び建築工事について、下水道法上の下水処理場又はポンプ場の土木及び建築部分の建設工事を、元請けとして平成18年度以降に完成させた実績があること。（同一施設で土木と建築が別契約のものでもよい）ただし、共同企業体の構成員として施工したものは、代表者として施工したものに限り実績に含める。なお、新設工事のみでなく、増設工事及び改築工事も実績として認める。

(ロ) 機械

- a 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく「機械器具設置工事業」及び「水道施設工事業」に係る特定建設業の許可を受けた者であること。
- b 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項に定める経営事項審査の総合評定値通知書における機械器具設置工事及び水道施設工事の総合評価値がそれぞれ1000点以上であること。なお、参加資格の資格確認の基準日において有効かつ最新の経営事項審査の総合評定値通知書の数値を採用すること。
- c 機械工事について、下水道法上の終末処理場で、処理能力1万m<sup>3</sup>/日以上生物反応槽において、窒素・リン同時除去の高度処理方式の反応槽設備を、新設又は更新する工事を、元請けとして平成18年度以降に完成させた実績があること。ただし、補修工事及び現在施工中の工事に係るものを除く。また、共同企業体の構成員として施工したものは実績に含めない。なお、窒素・リン同時除去の高度処理方式とは、嫌気無酸素好気法、循環式硝化脱窒型膜分離活性汚泥法（凝集剤添加）、循環式硝化脱窒法（凝集剤添加）の他、これらの方法と同程度以上に下水中の窒素・リンを処理することができる処理方式を含む。

(ハ) 電気

- a 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく「電気工事業」に



係る特定建設業の許可を受けた者であること。

- b 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項に定める経営事項審査の総合評定値通知書における電気工事の総合評定値が1000点以上であること。なお、参加資格の資格確認の基準日において有効かつ最新の経営事項審査の総合評定値通知書の数値を採用すること。
- c 電気工事について、下水道法上の終末処理場において、下記の全ての設備を元請けとして平成18年度以降に完成させた施工実績があること。ただし、補修工事及び現在施工中の工事に係るものを除く。また、共同企業体の構成員として施工したものは実績に含めない。
  - (a) 高圧受変電設備（自社で製作した高圧受変電盤を用いたものに限る）
  - (b) 水処理又は汚泥処理に係る動力負荷設備（自社で製作した動力制御盤を用いたものに限る）
  - (c) 中央監視設備（自社で製作したコントローラ盤・監視装置を用いたものに限る）

(2) 維持管理業務の実施を担う者の要件

維持管理業務の実施を担う者は、以下に示す要件を満たすこと。

ア S P Cを設立する場合

- (ア) 単独企業でSPCを設立する場合は、その企業が次の全ての要件を満たすこと。複数企業でSPCを設立する場合は、全ての構成企業が次のaを満たし、いずれかの構成企業がb及びcの要件を満たすこと。
  - a 令和4・5年度神戸市競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。（神戸市契約規則第3条の2第1項又は第27条の4第1項に読み替えて適用する規則第3条の2第1項に規定する認定を受けていること。）
  - b 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号）第2条第1項の規定に基づき国土交通大臣の登録を受けていること。
  - c 平成18年度以降に、公共下水道、流域下水道における、処理能力1万m<sup>3</sup>/日以上の下水処理施設（オキシデーションディッチ法を除く）において、元請として維持管理業務を実施した実績が入札日において1年以上あること。

イ S P Cを設立しない場合

- (イ) 入札参加グループの場合は、建設JV構成員のいずれか（本事業の設計及び施工を単独で行う場合は、建設企業）及び維持管理業務の実施を担う者から維持管理業務のための共同企業体（以下、「維持管理JV」という。）を自主結成すること。

(イ) 維持管理 J V の構成員は 2 社から 4 社とし、代表者の出資比率が構成員中最大であること。なお、代表者は建設 J V 構成員（本事業の設計及び施工を単独で行う場合は、建設企業）である必要はない。

(ウ) 単独企業の場合は次の全ての要件を満たすこと。入札参加グループの場合は維持管理 J V の全ての構成員は次の a を満たし、いずれかの構成員が b 及び c の要件を満たすこと。

a 令和 4 ・ 5 年度神戸市競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

（神戸市契約規則第 3 条の 2 第 1 項又は第 27 条の 4 第 1 項に読み替えて適用する規則第 3 条の 2 第 1 項に規定する認定を受けていること。）

b 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和 62 年建設省告示第 1348 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき国土交通大臣の登録を受けていること。

c 平成 18 年度以降に、公共下水道、流域下水道における、処理能力 1 万 m<sup>3</sup>/日以上の下水処理施設（オキシデーションディッチ法を除く）において、元請として維持管理業務を実施した実績が入札日において 1 年以上あること。

### (3) 参加資格の確認

参加資格の確認の基準日は、資格審査書類の提出締切日とする。ただし、参加資格確認後、契約締結までの期間に、入札参加者が上記参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、当該入札参加者は失格とする。

## 第4 審査及び選定に関する事項

### 1 総合評価委員会の設置

本市は、事業者の選定に際して、学識経験者等により構成する総合評価委員会（以下、「評価委員会」という。）を設置する。

評価委員会の委員への問い合わせや働きかけは禁止する。また、評価委員会の公正性を損なう行為をした者は失格とする。

### 2 落札者の決定

本市は、落札者決定基準について評価委員会より意見聴取を行ったうえで、入札参加者からの技術提案書および、設計・施工業務及び維持管理業務にかかる入札価格、事業遂行能力、その他の条件を総合的に評価し、最も評価点の高い者を落札者として決定する。

なお、評価項目や配点等の詳細は、入札公告時の落札者決定基準において示す。

### 3 審査方法

#### (1) 資格審査

本市は、入札参加者から提出された書類を基に資格審査を行う。資格審査の結果は入札参加者に通知する。

#### (2) 技術審査

資格審査通過者に対し、入札説明書等に基づき本事業に関する技術提案書及び見積書の提出を求める。提出方法等の詳細は、入札説明書等において示す。

#### (3) 技術対話

本事業に対する本市の求める要求水準等について、入札参加者の理解度を測り、それを深めることで、本市の意図する技術提案を得ること及び入札参加者から提出された技術提案の改善を求めることを目的として、技術提案を提出した全ての入札参加者を対象に、技術提案に係る事項について技術対話を行う予定である。

#### (4) 改善通知

技術提案の内容の一部を改善することでより優れた技術提案となる場合や、一部の不備を解決できると本市が判断した場合、本市は、技術対話の終了後、入札参加者に対して改善要請事項を書面で通知する。

(5) 改善された技術提案及び見積書の提出

技術提案書提出者に対し、技術対話を踏まえ改善された技術提案書（以下、「改善技術提案書」）及び改善技術提案の内容を反映した見積書（以下、「再見積書」という。）の提出を求める。提出方法等の詳細は、入札公告時の入札説明書等において示す。

(6) 見積書のヒアリング

各入札参加者から提出された見積書又は再見積書に対して、本市がヒアリングを実施することがある。

(7) 技術提案に対する審査

入札参加者から提出された技術提案書の審査過程で高度な技術的判断を要する場合には、評価委員会の意見を聴取する場合がある。

(8) 総合評価

入札参加者から提出された技術提案書と入札価格を総合的に評価し、落札者を選定する。  
なお、総合評価の方法等は、入札公告時の落札者決定基準において示す。

(9) 入札及び開札

入札、開札の日時及び場所などの詳細は、入札公告時の入札説明書等において示す。

4 結果及び評価の公表

本市は、落札者決定後に技術提案の評価結果を本市のホームページ等で公表する。

## 第5 落札後の手続き

### 1 基本契約の締結

落札者又は落札者となった入札参加者グループの構成企業は、本事業における設計・施工、維持管理に関し、本事業に係る基本契約を本市と締結しなければならない。

### 2 S P Cの設立（維持管理業務をSPCにて実施する場合）

落札者又は落札者となった入札参加者グループの構成企業が、本事業を履行するために会社法に定める株式会社として特別目的会社（以下、「S P C」という。）を設立する場合、維持管理業務開始までに神戸市内に設立し、S P Cにかかる商業登記簿謄本を本市に提出しなければならない。

S P Cへの出資に係る制約及び要件は、次のとおりとする。

- (1) 落札者が単独企業の場合、落札者のみが出資するものとする。
- (2) 落札者が入札参加者グループの場合、S P Cの代表企業の株式保有割合は最大とし、S P C設立時から事業期間を通じて100分の50を超えること。なお、S P Cの代表企業は建設J V構成員（本事業の設計及び施工を単独で行う場合は、建設企業）である必要はない。
- (3) 建設J V構成員のいずれか（本事業の設計及び施工を単独で行う場合は、建設企業）及び維持管理業務を担う構成企業は、必ずS P Cに出資するものとし、その他の構成企業は任意とする。
- (4) 構成企業以外の出資者は認めないものとする。
- (5) 当該S P Cに出資する者は、維持管理業務委託契約が終了するまで、S P Cの株式を保有するものとし、本市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡及び担保等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

### 3 工事請負契約の締結

建設企業又は建設J Vは、基本契約に基づき、本事業の設計・施工に関し、本事業に係る工事請負契約を本市と締結しなければならない。

### 4 維持管理業務委託契約の締結

落札者又は落札者となった入札参加者グループの維持管理J V若しくはS P Cの構成企業となる企業は、基本契約に基づき、本事業の維持管理に関し、本事業に係る維持管理業務委託契約を締結しなければならない。

S P Cを設立する場合、S P Cの構成企業となる企業は維持管理業務委託契約の締結後、

S P C を設立した際にその地位を S P C に譲渡するものとする。

なお、「基本契約」、「工事請負契約」、「維持管理業務委託契約」をまとめて、「事業契約」という。

## 第6 提出書類の取扱い

### 1 著作権

技術提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。なお、審査結果の公表において必要な場合には、本市は必要な範囲において公表等を行うことができる。

### 2 特許権等

技術提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負う。

## 第7 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

### 1 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、当該リスクを最も良く管理できる主体である本市と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すことを基本的な考え方とする。本事業の対象施設の設計・施工、維持管理の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、本市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、別途、事業者と協議の上、本市が責任を負うものとする。

### 2 要求水準

本事業の設計・施工、維持管理等に関する要求水準は、要求水準書等に示すとおりとする。

### 3 予想されるリスクと責任分担

本事業において予想されるリスク及び本市と事業者の責任分担の詳細については、別紙2及び後に公表する事業契約書（案）において示す。

### 4 施設の完成検査

本市は、事業者が実施する本施設の設計・施工について、要求水準書等に定める事項及び技術提案内容を満たしているか否かについて、検査を行う。検査の詳細は、要求水準書（案）

及び後に公表する事業契約書（案）において示す。

本市は、上記の検査の結果、本施設が要求水準書等に定める事項及び技術提案内容を満たしていないと判断した場合に、事業契約に定める手続きに従い、事業者は修補又は改造を行う。修補又は改造が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額、損害賠償の請求等を行う。併せて、工事成績評定点を減ずるとともに、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を行うことがある。

## 5 事業の実施状況のモニタリング

本市は、事業者が実施する本事業の維持管理について、定期的にモニタリングを行う。モニタリングの方法、内容等の詳細については、要求水準書（案）及び後に公表する事業契約書（案）において示す。

本市は、モニタリングの結果、事業者の業務内容が要求水準書等に定める事項及び技術提案内容を満たしていないと判断した場合に、事業契約に定める手続きに従い、維持管理業務に係る対価の減額、是正勧告その他の措置をとる。

## 第8 事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業契約の解釈について疑義が生じた場合、本市と事業者は誠意をもって協議し、協議が整わない場合は、事業契約に規定する具体的措置に従う。また、事業契約に関する紛争については、神戸地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

## 第9 その他

### 1 入札及び契約手続等

#### (1) 入札保証金

入札保証金は、免除とする。

#### (2) 契約保証金

工事請負契約及び維持管理業務委託契約の契約保証金については、入札公告時の入札説明書等にて示す。

### 2 本事業において使用する言語

本事業において使用する言語は、日本語とする。

### 3 入札に伴う費用負担

入札参加者の提案及び入札に伴う費用は、全て入札参加者の負担とする。

### 4 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、適宜、本市のホームページ等を通じて行う。

### 5 実施方針（案）等に関する問い合わせ

#### (1) 実施方針（案）、要求水準書（案）に関する質問・意見の受付

提出期限 2月1日（火）17時00分

申込様式 実施方針（案）等に関する質問・意見書（様式1）

申込方法 本市ホームページから様式1をダウンロードし、必要事項、質問内容を簡潔に記入のうえ、受付期間内に電子メールにより、下記アドレス宛に送信すること。また、メールの不受理を防止するため、質問者の負担により開封確認機能を有するメールソフトにて「開封確認機能」を付与することを原則とする。ただし、この対応が困難な場合は、電子メール送信後、提出先に電話で到着確認を行うこと。

なお、質問・意見は上記の方法のみで受け付けるので留意すること。

#### (2) 実施方針（案）、要求水準書（案）に関する説明会及び現地見学会の参加申込の受付

提出期限 1月20日（木）17時00分

申込様式 実施方針（案）等に関する説明会及び現地見学会申込書（様式2）

申込方法 本市ホームページから様式2をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、受付期間内に電子メールにより、下記アドレス宛に送信すること。また、メールの不受理を防止するため、申込者の負担により開封確認機能を有するメールソフトにて「開封確認機能」を付与することを原則とする。ただし、この対応が困難な場合は、電子メール送信後、提出先に電話で到着確認を行うこと。

なお、参加申込は上記の方法のみで受け付けるので留意すること。

開催場所 ポートアイランド処理場

開催方法 参加申込者数により、複数回(1回3時間程度を想定)に分けて実施する予定である。参加申込者へは本市からどの日程に参加するか個別に連絡する。

参加者数 参加人数は、1企業当たり5名までとする。



(3) 要求水準書（案）の添付資料及び参考資料送付願兼誓約書の受付

提出期限 1月24日（月）17時00分

申込様式 添付資料及び参考資料送付願兼誓約書（様式3）

申込方法 本市ホームページから様式3をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、受付期間内に電子メールにより、下記のアドレス宛に送信すること。また、メールの不受理を防止するため、申込者の負担により開封確認機能を有するメールソフトにて「開封確認機能」を付与することを原則とする。ただし、この対応が困難な場合は、電子メール送信後、提出先に電話で到着確認を行うこと。

なお、添付資料及び参考資料送付願は上記の方法のみで受け付けるので留意すること。

提出先 〒651-0084

神戸市中央区磯辺通3丁目1番7号コンコルディア神戸3F

建設局下水道部経営管理課

電子メール gesui\_gyomu\_kobo@office.city.kobe.lg.jp

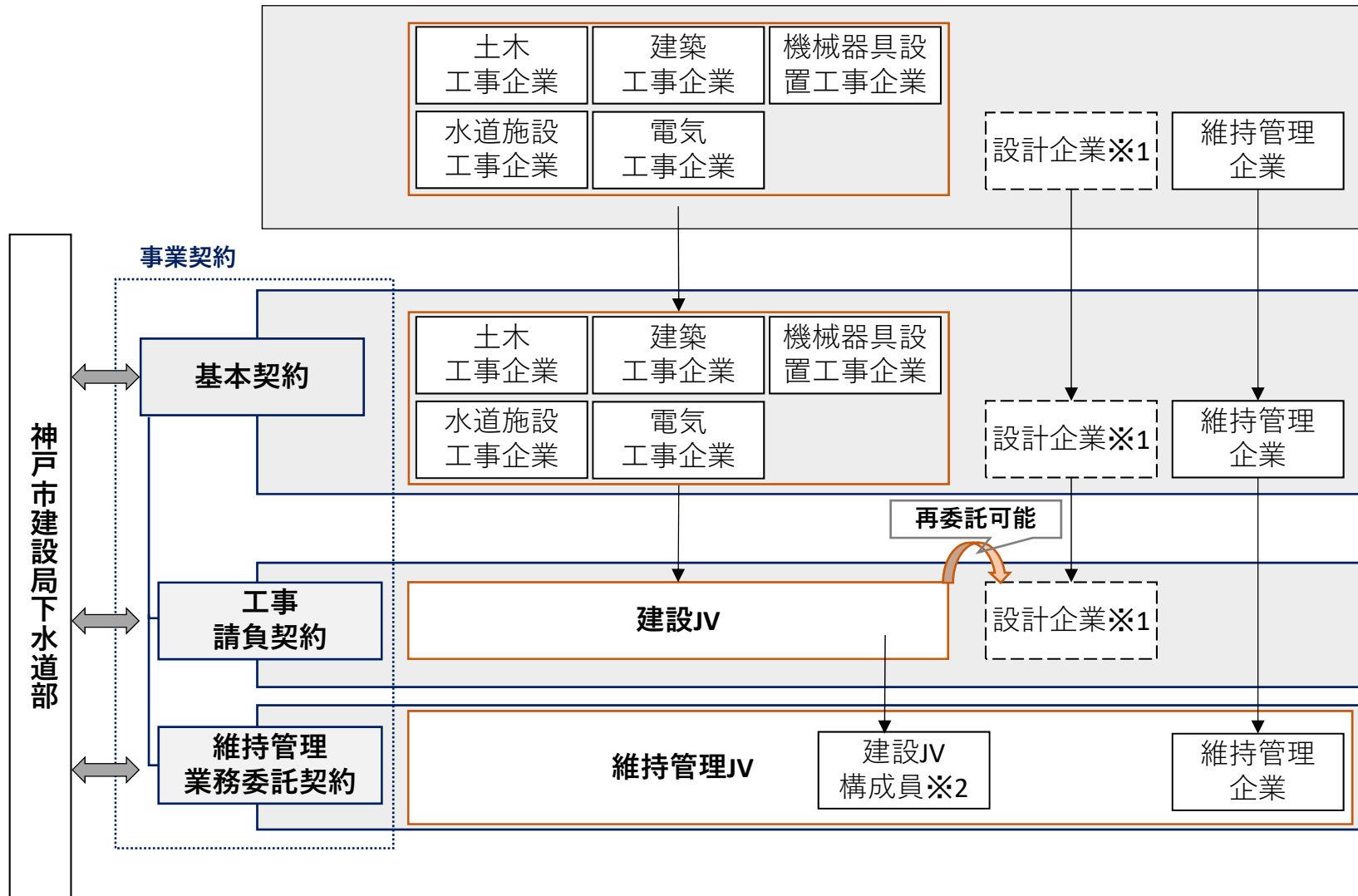
電話 078-806-8036

本事業に係る内容の問い合わせは受け付けません。

6 実施方針（案）等の変更

本市は、実施方針（案）等の公表後、入札公告までに実施方針（案）等の内容を見直し変更することがある。

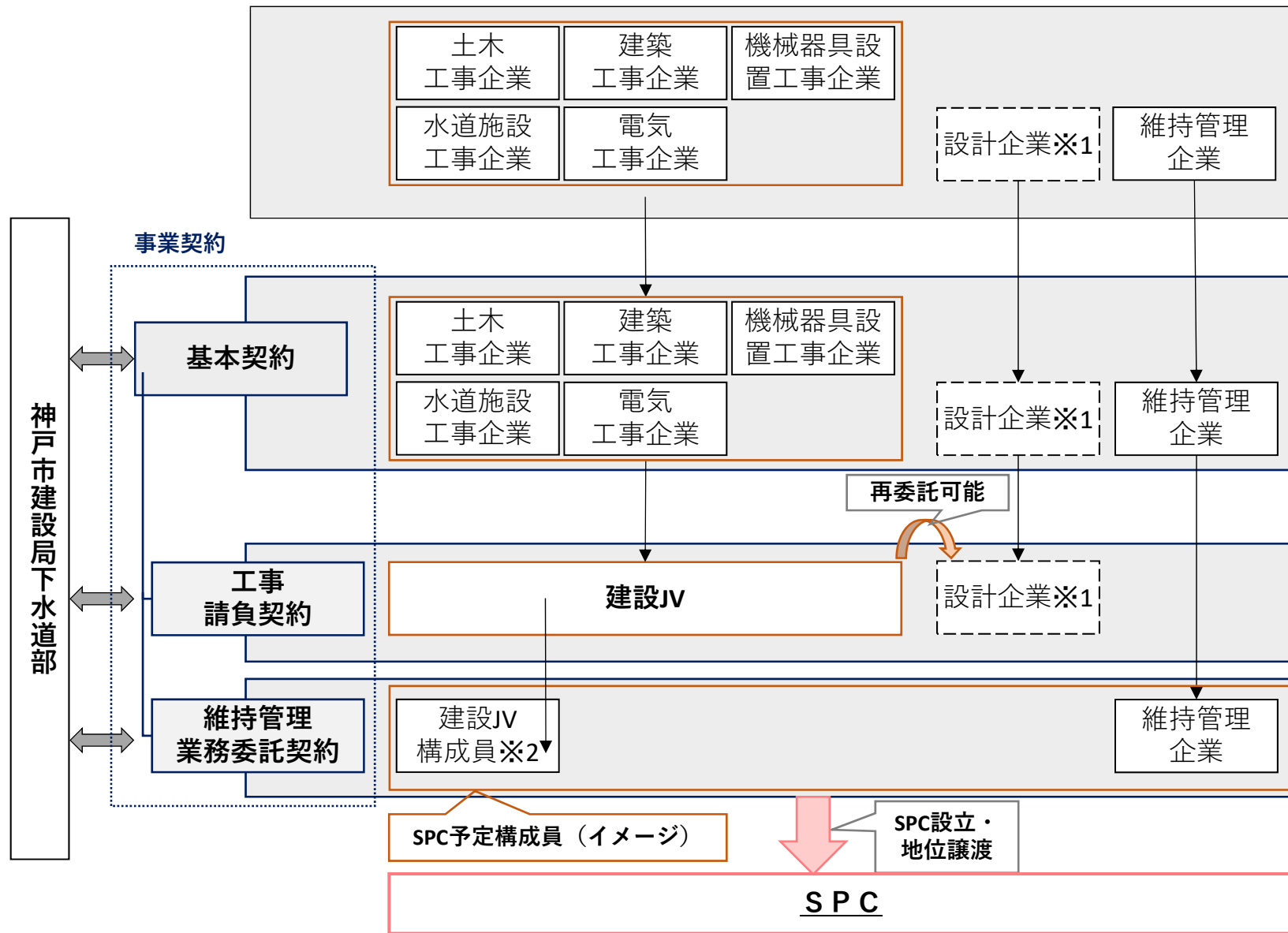
応募者グループ（コンソーシアム）のイメージ（SPCを設立しない場合）



※1：設計企業は構成員に含まず、委託することができる。

※2：建設JVの構成員のいずれかは、維持管理JVの構成員となる必要があるが、維持管理JVの代表企業となる必要はない。

応募者グループ（コンソーシアム）のイメージ（SPCを設立する場合）



※1：設計企業は構成員に含まず、委託することができる。

※2：建設JVの構成員のいずれかは、SPCの構成員となる必要があるが、SPCの代表企業となる必要はない。

凡例:負担者 ○主負担 △従負担

段階	リスクの種類		No	リスクの内容	リスク分担	
					本市	事業者
共通	構想・計画		1	本市の政策変更による事業の変更・中断・中止など	○	
	入札説明書等		2	入札説明書等の誤り・内容の変更に関するもの	○	
	制度 関係	許認可・届出	3	本市が手続きすべき許認可・届出の遅延に関するもの	○(注1)	
			4	事業者が手続きすべき許認可・届出の遅延に関するもの		○
		法制度	5	法制度・許認可の新設・変更によるもの(本事業に直接関わるもの)	○	
			6	法制度・許認可の新設・変更によるもの(上記以外のもの)		○
		税制度	7	消費税の変更に関わるもの	○	
			8	上記以外のもの		○
	社会	住民対応	9	本事業に関する住民反対運動・訴訟・要望等	○	
			10	事業者が行う業務(設計、施工、維持管理等)に起因する住民反対運動・訴訟・要望等		○
		環境問題	11	事業者が行う業務(設計、施工、維持管理等)に起因する環境の悪化		○
			12	本市の責に帰すべき要因で第三者に損害を与えた場合の賠償責任	○	
		第三者賠償	13	事業者の責に帰すべき要因で事業期間中に第三者に損害を与えた場合の賠償責任(事業者が行う業務に起因する事故、施設の契約不適合、事業者が整備した施設の劣化及び維持管理の不備による事故など)		○
			14	上記以外の事由によるもの	○(注2)	○(注2)
			15	本市の責に帰すべき事由によるもの	○	
	第三者からの 損害	16	事業者の責に帰すべき事由によるもの		○	
		17	上記以外のもの	○(注2)	○(注2)	
	安全確保		18	本市が別途発注する工事、既存施設の修繕等における安全性の確保	○	
			19	事業者が行う設計、施工及び維持管理等における安全性の確保		○
	保険の付保		20	設計、施工及び維持管理の各段階のリスクをカバーする保険		○
	金利変動		21	事業者の借入金に係る金利変動によるもの		○
	資金調達		22	本事業に必要な資金調達の不調(本市からの支払を除く、事業者における資金調達)		○
	国の交付金		23	国の交付金制度の不適用によるもの	○	
	物価変動		24	本契約において本市と事業者との間で予め合意した価格改定条項の範囲内		○
			25	上記以外のもの	○	
	債務不履行		26	本市の責に帰すべき事由による事業の中止・延期	○	
			27	事業者の事由による事業の中止・延期(事業破綻、事業放棄など)		○
不可抗力		28	台風、雷害、濁水、地震、暴風、豪雨、洪水、高潮、地滑り、落盤、戦争、騒乱、暴動、感染症、その他の自然的又は人為的な事象(流入水質及び流入水量が、流入基準から著しく逸脱している場合を含む。)であって、本市及び事業者の責に帰することができないものによる事業計画・内容の変更、費用増加、事業の延期・中止・停止に関するもの	○(注3)	△(注3)	
施設・ 設備 損傷	設計、施工段階	29	本市の責に帰すべき事由によるもの	○		
		30	事業者の責に帰すべき事由によるもの		○	
		31	上記以外の要因によるもの	○(注2)	○(注2)	
	維持管理段階	32	本市の責に帰すべき事由によるもの	○		
		33	事業者の責に帰すべき事由によるもの		○	
		34	上記以外の要因によるもの	○(注2)	○(注2)	
技術進歩		35	技術進歩に伴い、本事業の新設設備の内容に変更が必要となる場合		○	
		36	技術進歩に伴い、本事業の既存設備の内容に変更が必要となる場合	○		
事業者が発注する業務		37	事業者が発注する業務の契約内容の変更等		○	
契約締結		38	本市の責に帰すべき事由による契約締結の遅延・中止	○		
		39	事業者の責に帰すべき事由による契約締結の遅延・中止		○	
要求水準未達		40	要求水準の未達によるもの		○	
調査・ 設計	測量・調査		41	本市が実施した測量・調査内容に関するもの	○	
			42	事業者が実施した測量・調査内容に関するもの		○
	設計成果物の契約不適合		43	設計成果物に関するもの		○
	設計変更・遅延		44	本市の事由によるもの	○	
			45	事業者の事由によるもの		○
			46	上記以外のもの	○(注2)	○(注2)
	施設	環境汚染物質	47	事業者が行うアスベストの調査・分析、対応事項の検討及び対応における不備によるもの		○
			48	上記以外のもの	○	
	用地	土壌汚染	49	本市が提示した資料等から合理的に推測し得るもの		○
			50	上記以外のもの	○	
		地中埋設物	51	本市が提示した資料等から合理的に推測し得るもの		○
			52	上記以外のもの	○	
		地盤沈下	53	本市が提示した資料等から合理的に推測し得るもの		○
			54	上記以外のもの	○	
	上記以外に関するもの		55	本市が提示した資料等から合理的に推測し得るもの		○
			56	上記以外のもの	○	

凡例:負担者 ○主負担 △従負担

段階	リスクの種類		No	リスクの内容	リスク分担	
					本市	事業者
工事	撤去・建設	工事の遅延等	57	本市の事由による工事の遅延・未完工	○	
			58	事業者の事由による工事の遅延・未完工		○
			59	上記以外のもの	○(注2)	○(注2)
	工事費の増大	60	本市の事由による工事費の増大	○		
		61	事業者の事由による工事費の増大		○	
		62	上記以外のもの	○(注2)	○(注2)	
引渡前損害	63	工事目的物の引き渡し前に工事目的物、工事材料又は建設機械器具について生じた損害、その他工事の施工に関して生じた損害	○(注2)	○(注2)		
維持管理	維持管理・修繕の遅延等		64	本市の事由によるメンテナンス、修繕対応の遅延・未完工・費用の増大	○	
			65	事業者の事由によるメンテナンス、修繕対応の遅延・未完工・費用の増大		○
			66	上記以外のもの	○(注2)	○(注2)
	新設施設※	施設性能	67	要求される機能を満たしていないために、改修・撤去の必要が生じるリスク		○
		施設の契約不適合	68	事業者が工事期間に新設した施設についての契約不適合		○
	既存施設・ポンプ場	施設の契約不適合	69	事業者が要求水準書等に規定する維持管理を行っていなかった場合に既存施設に生じるリスク		○
		ユーティリティ・薬品等	70	電気、ガス、薬品及び燃料等の供給が停止されるリスク		○(注4)
	維持管理費の増大		71	電気、ガス、薬品及び燃料等の使用量の変動リスク		○
			72	本市の帰責事由による事業内容・用途の変更による維持管理費の増大	○	
	流入水量変動		73	事業者の帰責事由による維持管理費の増大		○
			74	要求水準書に示す想定を逸脱する水準の流入水量となった場合の維持管理費増大	○	
	流入水質変動		75	要求水準書に示す想定を逸脱する水準の流入水質となった場合の維持管理費増大	○	
		76	要求水準書に示す想定を逸脱する水準の流入水質となった場合の放流水等により生じるリスク	○		
水処理性能		77	事業者の事由により、処理水質が要求水準を達成できなくなった場合		○	
		78	上記以外の事由(想定外の地盤沈下や既設土木躯体の欠陥等)により、処理水質が要求水準を達成できなくなった場合	○		
事業終了	事業終了時の移管手続	79	施設移管手続に伴う諸費用の負担、事業者の清算手続に伴う損益等		○	
	事業終了時の施設状態	80	事業終了時の施設状態の要求水準の未達		○	
その他	上記以外のもの	81		○(注2)	○(注2)	

注1 本市が手続きすべき許認可・届出をするにあたり、事業者が作成すべき書類の提出の遅延に関するものは除く。

注2 発生した事象を把握した上で、適切な負担者を決定する。

注3 不可抗力により、本市に追加費用その他損害が発生した場合又は、第三者に損害が発生し本市又は事業者において当該第三者に対して責任を負うべき場合は、一定の金額までを事業者の負担、それを超えるものについては本市の負担とする(ただし、維持管理業務委託契約においては、一定の金額までの負担を乙に求めない)。詳細な負担方法については、入札公告時に公表する契約書(案)において掲示する。

注4 自家発電設備等により通常対応可能な範囲においては、事業者負担とする。通常対応可能な範囲外の場合は本市が負担する。

※「新設施設」とは、改築更新施設及び新設処理場のことをいう。